

## 第2期自然首都只見地域づくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化や地域課題の解決、地域コミュニティ機能の向上を目的とする活動に要する経費に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる団体とする。

(1) 町内に活動拠点を有し、まちづくり団体として実在する営利を目的としない住民グループ等（以下「団体等」という。）

(2) 町長が特に必要と認める団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域及び集落活性化のための事業

(2) 地域及び集落課題解決のための事業

(3) 地域コミュニティ機能の向上を目的とする事業

(4) 町長が特に必要と認める事業

2 前項の規定に関わらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは交付の対象としない。

(1) 他の団体を補助する事業

(2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

(3) 団体の運営を目的とする事業

(4) 政治団体、宗教法人及び営利を目的とする団体が行う事業

(5) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(6) その他、補助することが適当でないと認められる事業

3 団体等は、地域において諸活動を行なう責任を自覚し、その活動及び交付金の活用について、民主的かつ公正な取扱いをしなければならない。

(交付対象経費及び補助率)

第4条 交付対象となる経費は前条に該当する活動に必要な経費で、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、次に掲げる経費については交付の対象としない。

- (1) 団体等の経常的な運営維持管理経費
- (2) 人件費(ただし、外部の専門技術者等に対するものは除く)
- (3) 食糧費
- (4) その他、交付することが適当でないと認められる経費

2 補助率は10/10とする。

(交付申請書の提出)

第5条 交付金の交付を受けようとするときは、第2期自然首都只見地域づくり交付金交付申請書(第1号様式)により添付書類を添えて、あらかじめ町長に提出するものとする。

(事業の審査)

第6条 前条の申請があったときは、規則第5条第1項の規定により各振興センター運営審議会(以下、「審査会」という。)において審査を行うものとする。

2 審査会の運営に関することは、別に定める。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、交付金を交付すべきものと認めるときは、第2期自然首都只見地域づくり交付金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定にあたり条件を付すことができる。

(交付金の概算払)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、この要綱の定める交付金について概算払の方法により交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、第2期自然首都只見地域づくり交付金概算払請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた対象団体(以下「交付団体」という。)は、申請内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに第2期自然首都只見地域づくり交付金事業変更等承認申請書(第6号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定額に変更をきたさない等、変更内容が軽微なものについては、これを省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、申請を認めるときは、第2期自然首都只見地域づくり交付金事業変更等承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 交付団体は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（単年度会計処理）

第10条 交付金の会計処理は、単年度処理を原則とする。

（実績報告）

第11条 交付団体は、交付対象事業が完了したときは、速やかに第2期自然首都只見地域づくり交付金事業実績報告書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付金の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは交付金の額を確定し、第2期自然首都只見地域づくり交付金交付確定通知書（第10号様式）により交付団体へ通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条 交付団体は、交付金の交付を受けようとするときは、第2期自然首都只見地域づくり交付金請求書（第11号様式）を町長に提出し、町長は前条の規定により確定した額を交付団体へ交付するものとする。

（交付金の返還）

第14条 町長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額を特定し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）交付金を活動以外の用途に使用したとき

（2）交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき

（3）詐欺その他不正の行為により交付金の交付を受けたとき

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。